

知多市週休2日制工事実施要領

令和6年3月26日

(目的)

第1条 この要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、建設業の週休2日制の導入を促進することを目的に必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事着手日 現場に継続的に常駐した最初の日をいう。
- (2) 工事完成日 現場の作業が完了した日をいう。
- (3) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。
 - ア 夏季休暇（3日間）
 - イ 年末年始休暇（6日間）
 - ウ 工場製作のみの期間
 - エ 工事事務等による不稼働期間
 - オ 測量や現場事務所の設置といった準備作業
 - カ 屋外や敷地周辺の後片付け
 - キ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）
- (4) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（天候（降雨・積雪等）により閉所した日を含む。）をいう。なお、分離発注された工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態については、各発注工事単位で休工として取り扱うものとする。
- (5) 休日取得率 対象期間の全日数に対して休工とした日数の割合をいう。

(対象工事)

第3条 知多市、知多市水道事業及び知多市下水道事業が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 対象期間の全日数から休工と見込まれる日数を減じた日数が9日未満の工事
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) 非対象期間が工期の大部分を占める工事

(週休2日の確保)

第4条 この要領の対象工事（以下「週休2日制工事」という。）は、休日取得率が28.5%（8日／28日。以下「4週8休」という。）以上の休工を実施するものとする。なお、毎週土曜日は、休工とするよう努めること。

(取組内容)

第5条 週休2日制工事の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 特記仕様書の（施工条件の明示）において、次のことを明示する。
 - ア 週休2日制工事であること
 - イ 第2条(3)キに該当する非対象期間を設定する場合はその内容
 - ウ 週休2日制工事に該当しない場合は、その理由
- (2) 工事名の末尾に「（週休2日）」を追記する。
- (3) 週休2日制工事である旨を工事看板に明示する等、週休2日制工事の見える化を図る。
- (4) 監督員は、週休2日制工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。
- (5) 発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、受注者は、これに協力すること。
- (6) 監督員は、次のことに留意すること。
 - ア 休工の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう既存の書類の活用に努めること。
 - イ 休工日の前日等に、休工中の作業が発生するような指示等を行わないようにすること。

ウ 一つの工事現場において、各工程の適正な施工期間を考慮し、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施すること。

エ 工事を一時中止する等の非対象期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議すること。

オ 統括安全衛生責任者を選任している工事の場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が休工日となる場合の体制について必要な調整を行うこと。

（休工の算出及び確認の方法）

第6条 休日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする（参考資料参照）。

(1) 施工開始日が、火曜日から土曜日までの場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(2) 施工完了日が、日曜日から木曜日までの場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

2 休工の確認方法は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）を提出するまでに、週休2日の取得計画が分かるようにカレンダー形式の計画表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出するものとし、監督員は、これを確認する。

(2) 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間等の非対象期間を受注者と協議により決定する。

(3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう休工の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

(4) 監督員は、工程計画の見直し（軽微なものについては除く）が生じた場合には、その都度休工の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、休工の状況

を確認する。なお、分離発注工事の場合工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

(5) 受注者は、毎月5日（5日が休日の場合は、翌営業日）までに、工事打合簿により前月の実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。

(6) 受注者は、監督員による休工の状況の確認のため最終的な休日取得率が確認できるものを監督員に提出する。

（適正工期の設定）

第7条 発注者は、全体工期のしわ寄せが生じないように、各工程の施工期間が適正に確保されるよう工期を設定すること。

（工事成績評定）

第8条 週休2日制工事においては、4週8休以上の場合、工事成績評定表の「6 社会性等 ①地域への貢献等 6. その他」において評価する。

2 4週8休に満たない場合であっても工事成績の減点は行わない。

（取組証の発行）

第9条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が取組証の発行を希望する場合は、受注者は、工期の末日までに申し出ること。

2 前項の規定により受注者から申し出があった場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（第1号様式）を発行するものとする。

（経費の補正）

第10条 週休2日制工事のうち公共建築工事費積算基準を適用する工事については、次の区分に応じた補正率を労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じて補正する。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(1) 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に次の補正率を乗じて補正する。

ア 4週8休以上の場合 1.05

イ 休日取得率25%（7日／28日。以下「4週7休」という。）以上4週8休未満の場合 1.03

ウ 休日取得率21.4%（6日／28日。以下「4週6休」という。）以上4週7休未満の場合 1.01

(2) 市場単価及び物価資料の掲載価格の補正対象及び補正率は、別紙1及び別紙2による。

2 週休2日制工事のうち前項に規定する工事以外の工事については、次の区分に応じた補正率をそれぞれの経費に乗じて補正する。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(1) 4週8休以上の場合

ア 労務費 1.05

イ 機械経費（賃料） 1.04

ウ 共通仮設費率 1.04

エ 現場管理費率 1.06

オ 市場単価 補正対象及び補正率は、別紙3及び別紙4による。

(2) 4週7休以上4週8休未満の場合

ア 労務費 1.03

イ 機械経費（賃料） 1.03

ウ 共通仮設費率 1.03

エ 現場管理費率 1.04

オ 市場単価 補正対象及び補正率は、別紙3及び別紙4による。

(3) 4週6休以上4週7休未満の場合

ア 労務費 1.01

イ 機械経費（賃料） 1.01

ウ 共通仮設費率 1.02

エ 現場管理費率 1.03

オ 市場単価 補正対象及び補正率は、別紙3及び別紙4による。

3 発注者は、当初設計から第1項第1号又は前項第1号に規定する補正率を各経費に乗じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休日取得率に応じて各経費を補

正し、変更契約するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降で新規に契約を締結する工事に適用する。

第1号様式（第9条関係）

知 発第 号
年 月 日

様

知多市長



週休2日制工事取組証

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 日	年 月 日
契 約 金 額 [※]	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完了年月日	年 月 日
本工事の業種	
休日取得率	%

※契約金額に変更があった場合は、変更後の契約金額を記載する。

公共建築工事費積算基準を適用する工事の補正率

工種	適用	4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コンクリート		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びびとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

※適用欄の「市場単価」は市場単価及び補正市場単価を、「物価資料」は物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

※全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）の場合は、新営補正率を使用する。

電気設備工事の補正率

工種	適用	4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	プルボックス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

機械設備工事の補正率

工種	適用	4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25

公共建築工事費積算基準を適用しない工事の補正率

工種	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

下水道用設計標準歩掛における市場単価の補正率

工種	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管敷設 及び支管取 付工	1.00	1.01	1.02

参考資料 休日取得率の算出方法

(□：工事実施日)

日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考	
準備期間←				施工開始 □	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。 また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	
休工	□	□	休工	□	□	□	7	2		
□	発注者が非対象とする作業を実施する期間					休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2		
休工	□	□	□	□	休工 (祝日)	休工	7	3		
休工	夏季休暇(3日間)			□	□	□	4	1	夏季休暇は非対象期間とする。	
休工	雨天休工	□	□	□	□	休工	7	3		
□	□	□	□	□	□	休工	7	1		
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2		
休工	□	□	施工完了 □	→後片付け期間			—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。 また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	
休日取得率							47	15	休日取得率 = 31.9% (小数点第2位切捨て)	
工事成績評定							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 評価対象			
経費の補正							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 4週8休以上として補正対象			